

様式第 33 (第 53 条関係)

証 紙 貼 付 書					
収 受 番 号		申 請 者	※		
申 請 年 月 日	年 月 日	住 所 ・ 氏 名			
課 長 (かい長)	審 査	種 目	金 額		
		計 量 手 数 料 (検定・検査関係)			
証 紙 貼 付 欄					
内 訳					
区 分	単 価	個 数	金 額	調 査 印	
	円	個			
※印の欄は、申請者において記入してください。ただし、申請書に直接本書を添付するときはその記入を省略することができます。					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

検定手数料

検定手数料

(平成12年4月1日改定)

区分		単位	手数料の額 (単位:円)	備考	
質量計	タクシーメーター	1個につき	550	・頭部検査	
	検出部が電気式のもの又は光電式のもの	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき	1,050	・電機抵抗線式はかり ・電磁式はかり等 ・音又振動式はかり
		ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,250	
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,650	
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,050	
		ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	2,350	
		ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	2,450	
		ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,150	
		ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	7,750	
		ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	11,400	
		ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	14,150	
		ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	18,900	
		ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	21,300	
		ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	37,800	
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	
	ひょう量が10キログラムを超えるもの		1個につき	190	
	上記以外のもの	ひょう量が5キログラム以下のもの	1個につき	150	・ばね式指示はかり ・台手動はかり ・皿手動はかり ・等比皿手動はかり ・手動指示併用はかり等
		ひょう量が20キログラム以下のもの	1個につき	190	
		ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき	250	
		ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	340	
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	520	
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	900	
		ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	1,550	
		ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	2,450	
		ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,150	
		ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	7,750	
		ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	11,400	
		ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	14,150	
		ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	18,900	
		ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	21,300	
ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	37,800			
最少の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、上の金額の欄に掲げる額の2倍の額とする。					
分銅	表示質量が200グラム以下のもの	1個につき	20		
	表示質量が200グラムを超えるもの	1個につき	220		
	質量が5キログラム以下のもの	1個につき	20		
定量おもり又は定量増おもり	質量が20キログラム以下のもの	1個につき	90		
	質量が20キログラムを超えるもの	1個につき	290		
	質量が20キログラムを超えるもの	1個につき	290		
水道メーター	口径が25ミリメートル以下のもの	1個につき	80		
	口径が40ミリメートル以下のもの	1個につき	170		
	口径が100ミリメートル以下のもの	1個につき	1,200		
	口径が100ミリメートルを超えるもの	1個につき	1,650		
温水メーター		1個につき	200		
燃料油メーター	使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	1個につき	590	・微量燃料油メーター	
	使用最大流量が1リットル毎分を超え、表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	1個につき	1,550	・簡易燃料油メーター	
	使用最大流量が1リットル毎分を超え、表示機構の最大指示量が50リットルを超える自動車等給油メーター及び口径25ミリメートル以下の車載型燃料油メーター	1個につき	2,050	・自動車等給油メーター ・小型車載燃料油メーター	
液化石油ガスメーター	上記以外のもの	1個につき	3,400	・大型車載 ・定置燃料油メーター	
		1個につき	6,400		
ガスメーター	回転子型ガスメーター	使用最大流量が毎時5立方メートル以下のもの	1個につき	440	・ルーツメーター
		使用最大流量が毎時20立方メートル以下のもの	1個につき	870	
		使用最大流量が毎時100立方メートル以下のもの	1個につき	1,950	
		使用最大流量が毎時500立方メートル以下のもの	1個につき	3,700	
		使用最大流量が毎時1000立方メートル以下のもの	1個につき	5,100	
		使用最大流量が毎時1000立方メートルを超えるもの	1個につき	9,600	
	上記以外	使用最大流量が毎時16立方メートル以下のもの	1個につき	100	・膜式メーター ・タービンメーター ・FDメーター等
		使用最大流量が毎時65立方メートル以下のもの	1個につき	220	
		使用最大流量が毎時160立方メートル以下のもの	1個につき	590	
		使用最大流量が毎時400立方メートル以下のもの	1個につき	960	
量器用尺付タンク	使用最大流量が毎時1000立方メートル以下のもの	1個につき	2,300	・タンクローリー	
	使用最大流量が毎時1000立方メートルを超えるもの	1個につき	5,500		
	全量が2000リットル以下のもの	1個につき	2,100		
全量が2000リットルを超えるもの	1個につき	4,000			
アネロイド型血圧計	アネロイド型血圧計	1個につき	150		
	アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計	計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	1個につき	90	
		計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	1個につき	450	
		計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1個につき	930	
積算熱量計		1個につき	1,250		

装置検査手数料

装置検査手数料

区分	単位	手数料の額 (単位:円)	備考
タクシーメーター装置検査	1個につき	700	走行検査

※この表に掲げたもの以外の検定を行う場合の手数料の額は、その都度知事が定める額とする。